

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年9月29日

照会部署名 小諸年金事務所

厚生年金適用調査課

照会担当者 (課長) 定方 啓充

連絡先

業務実施部署の長の確認 石井 善郎

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010-069

本部受付番号 No. 2010-1077

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

適用事業所調査に係る委託社会保険労務士単独での調査実施の可否について

(内容)

適用事業所に対する調査については、法令、通知の解釈及び趣旨の徹底などの事業所に対する指導を目的としており、調査の段階で不正不当届出等の事実を発見したときは、その事実ごとに確認や理由の聴取が必要であるとマニュアルにも明記されている。

したがって適用事業所の調査の実施にあたっては、事業主若しくは事務担当者等の出席が必須であると解釈できるが、社会保険労務士法の第二条一の三に、「労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、異議申立て、再審査請求その他の事項（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この号において「申請等」という。）について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述（厚生労働省令で定めるものを除く。）について、代理すること（第二十五条の二第一項において「事務代理」という。）」とある。適用事業所への調査にあたって、事業主若しくは事務担当者が出席出来ない場合、事業所の委託先である社会保険労務士単独での調査実施が可能かどうかご教示いただきたい。

(ブロック本部回答)

社会保険労務士単独でも調査が可能であると思料するが、諸規定等により確認できなかつたため本部への照会とされたい。

回答日 平成22年10月28日
回答部署名 北関東・信越ブロック本部適用・徴収支援部
厚生年金適用支援グループ
回答作成者 マニュアルインストラクター（厚生年金適用支援グループ長）
庄司 浩
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

厚生年金保険法第100条及び健康保険法第198条において、「厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関する決定に関し、必要があると認めるときは、・・・又は当該職員をして事業所に立ち入って関係者に質問し、・・・。」こととされており、事業主等からの依頼に基づき、関係帳簿等をもとに申請書等を作成していることから、当然に関係者であり、この場合は関係者単独で対応できないとの規定等はない。したがって、ご照会のような場合であっても調査実施は可能であると考える。

回答日 平成22年11月 5日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導室
回答作成者 田畠 奈津子
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

山上